

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部

保育幼児教育推進課長 川島 慶之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症等登園届について

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけが5類感染症となっているところです。令和5年5月11日付けの通知で調整中とさせていただいていた新型コロナウイルス感染症罹患後の登園許可の取り扱いについて、別添登園届を保護者に提出していただくことといたしましたのでお知らせいたします。

また、国の通知に基づき、当面の間、医師記載の登園許可証に代えて、保護者記載の登園届の提出をお願いしていた、インフルエンザ罹患後の登園の取り扱いについても、この取り扱いを継続といたしますので、よろしく願いいたします。

なお、他の疾病については、医師記載の登園許可証が必要な場合もありますので取り扱いを各園にご確認下さい。

記

○新型コロナウイルス感染症登園届について

発症日以降の朝夕の検温、症状の有無を必ず保護者をご記入の上、登園時に園にご提出をお願いいたします。記載漏れがあるとお子様をお預かりできません。

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで（※無症状の場合は検査日から5日を経過するまで）登園できません。（発症した日、症状が軽快した日は0日目として数えます。）

○インフルエンザ登園届について

発症（発熱）日以降の朝夕の検温、解熱薬使用の有無を必ず保護者をご記入の上、登園時に園にご提出をお願いいたします。記載漏れがあるとお子様をお預かりできません。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで登園できません。（発熱した日、解熱した日は0日目として数えます。）

※別添の登園届の書式は市ホームページ（トップ→場面から探す→出産・子育て→子どもを預ける）にも掲載しております。

※医療機関での記入の必要はありません。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427